

保保発0331第2号  
保国発0331第3号  
年管管発0331第3号  
平成28年3月31日

地方厚生（支）局長殿  
都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長殿  
日本年金機構理事長殿  
全国健康保険協会理事長殿

厚生労働省保険局保険課長  
（公印省略）

厚生労働省保険局国民健康保険課長  
（公印省略）

厚生労働省年金局事業管理課長  
（公印省略）

「国民健康保険組合の行う国民健康保険の被保険者に係る政府  
管掌健康保険の適用除外について」の一部改正について

国民健康保険組合の行う国民健康保険における健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第8号の規定に基づく適用除外の承認を受けた被保険者の取扱いについては、「国民健康保険組合の行う国民健康保険の被保険者に係る政府管掌健康保険の適用除外について」（平成17年12月15日付け保国発第1215001号・庁保発第1215003号）（以下「課長通知」という。）にお示ししてきたところであるが、国民健康保険組合の被保険者の利便性等の観点から、事務手続の見直しについて要望が寄せられていること、また、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号）が改正され、平成28年4月1日以降、審査請求期間が60日から3月に延長されること等に伴い、課長通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通知は平成28年4月1日から適用することとする。

課長通知の3中「5日以内である場合」を「14日以内である場合」とし、課長通知の別紙様式のうち健康保険被保険者適用除外承認証を本通知の別添の様に改める。

